

事 務 連 絡

令和4年11月28日

公益社団法人 広島県バス協会 様

中国運輸局交通政策部

バリアフリー推進課長

「被害者等支援計画」の作成について（協力依頼）

平素は、国土交通行政にご理解・ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

国土交通省では、公共交通による事故の被害者等に対する支援を確保するための窓口として「公共交通事故被害者支援室」を設置し、公共交通機関において大規模事故が発生した際、事故発生直後における情報提供の窓口機能としての対応、被害者等が事故発生後から再び平穏な生活を営むことができるまでの中長期的な心のケア等の対応をしております。

また、公共交通事業者には、大規模事故が発生した場合の被害者等に対する支援の事前措置として「被害者等支援計画」の作成について協力をお願いしているところで

す。「被害者等支援計画」の作成義務はありませんが、別添の被害者等支援計画作成ガイドラインに基づき、大規模な事故が発生した場合の被害者等支援の基本的な方針、実施内容（情報提供、事故現場等における対応、継続的な対応）及び実施体制を定め公表することによって、利用者にとっては信頼と安心に、交通事業者にとっては事業の信頼性の確保に繋がります。

今年度は北海道知床遊覧船事故が発生し、現在も「公共交通事故被害者支援室」にて対応しております。これを契機に万が一事故が発生した際の備えとして、「被害者等支援計画」の作成について、傘下会員に対して、改めて制度について周知頂きますよう、よろしく願いいたします。

【添付書類】

被害者等支援計画・被害者等支援計画作成ガイドライン

【参考】

国土交通省 HP（被害者等支援計画の策定状況・被害者等支援計画作成ガイドライン）

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/barrierfree/sosei_barrierfree_mn_000008.html